

関係機関（団体）の長
各市町村廃棄物行政担当部局長
各土木事務所長 } 殿

奈良県くらし創造部景観・環境局
廃棄物対策課長
(公印省略)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告について（依頼）

平素は、産業廃棄物対策行政について、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
標記の件について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の規定に基づき、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならないものとされているとともに、同条第7項の規定に基づき、当該管理票に関する報告書を作成し、これを県知事あて提出することとされております。

つきましては、産業廃棄物を排出している事業者に対する下記の産業廃棄物管理票の交付状況報告に関する周知の徹底について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象者 産業廃棄物を排出する事業場が奈良県内（奈良市を除く）に所在する事業者で、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付者
なお、電子マニフェスト利用分は、この報告は不要となります。
電子マニフェストとは：同法第12条の5に規定する電子情報処理組織を使用した産業廃棄物管理票
- 2 提出物 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成24年度）
- 3 提出期限 平成25年6月30日
- 4 提出先 奈良県景観・環境総合センター

※ 産業廃棄物を生ずる事業場^(注)が奈良市内の場合は、奈良市産業廃棄物対策課あて提出することとなりますので、ご注意願います。電話：0742-34-1111

(注) 産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場や医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設も該当します。なお、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。

- 5 提出方法 電子申請システム（e 古都なら<http://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>）による提出、又は産業廃棄物管理票交付等状況報告書（別添様式参照）に記入の上提出（郵送可）
※控えが必要な方は正副2部（副本は複写可）と切手を貼った返信用封筒を郵送していただければ、受付印押印後に返送します。

【提出先・問い合わせ】

〒633-0062 桜井市栗殿1000（桜井総合庁舎内）
奈良県景観・環境総合センター
電話：0744-43-3131（内線319）

【問い合わせ】

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県くらし創造部景観・環境局 廃棄物対策課
産業廃棄物第一係 電話：0742-27-7022（直通）

産業廃棄物の処理を委託されている皆様へ

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書について

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付者は、毎年6月30日までに、前年度の1年間に交付したマニフェストに関して、排出事業場毎に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、都道府県知事又は政令市長に提出しなければなりません。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)とは

産業廃棄物の処分を委託する際、産業廃棄物の排出、収集運搬、処分の各段階で排出事業者、収集運搬業者 処分業者が産業廃棄物の受け渡しを確認するための伝票です。排出事業者に交付の義務があります。(廃棄物処理法第12条の3)

↳ マニフェストを交付した排出事業者は、交付枚数や排出量の多少に関わらず、1年間の交付状況を取りまとめ、都道府県知事又は政令市長に報告することが必要です。(廃棄物処理法第12条の3第7項)

対象者

産業廃棄物を排出する事業場が奈良県内(奈良市を除く)に所在する事業者で、産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付者

なお、電子マニフェストの利用分は、この報告は不要となります。

※ 電子マニフェストについては、JWNET((財)日本産業廃棄物処理振興センター運営)をご覧ください。
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html>

報告内容

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間のマニフェスト交付状況

提出期限

平成25年6月30日

提出先・問い合わせ

〒633-0062 桜井市粟殿1000(桜井総合庁舎内)

奈良県景観・環境総合センター 電話：0744-43-3131(内線319)

※ 産業廃棄物を生ずる事業場(注)が奈良市内の場合は、奈良市産業廃棄物対策課あて提出することとなりますので、ご注意願います。

(注) 産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場や医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設も該当します。なお、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。

記入の手引きを始め、報告様式、記入例等については、下記の奈良県廃棄物対策課ホームページに掲載していますので、作成時にご利用ください。

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-12644.htm

(e古都ならによる電子申請もこのページからご利用できます)

※インターネットを利用できない事業者の方は、下記の奈良県廃棄物対策課までご連絡ください。

【問い合わせ】

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県くらし創造部 景観・環境局 廃棄物対策課 産業廃棄物第一係

電話：0742-27-7022(直通)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成24年度）

奈良県知事 殿

平成 年 月 日

報告者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成23年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称								業種	
事業場の所在地		電話番号							
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の氏 名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の氏 名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

【記入例】 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成24年度）

奈良県知事 殿

平成 25年 6月 1日

報告者

住所 奈良市登大路町30

氏名 株式会社奈良建設 代表取締役 奈良 太郎

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号 0742-27-8747

手引（3）
日本標準産業大・中分類一覧より選択

手引（4）事業場が奈良市内の場合は
提出先は奈良市長になります。

手引（5）
産業廃棄物の種類を記載します。同じ
種類でも、処理業者が異なる場合はそ
れぞれ分けて記載します。

手引（8）
産業廃棄物の運搬先を記入します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成23年度の産業廃棄物の運搬先を記入します。

事業場の名称		株式会社奈良建設 五條営業所			業種 D06	総合工事業				
事業場の所在地		五條市本町3-1-13			電話番号 0747-22-3051					
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
1	廃プラスチック類	1	1	2900000000	株式会社葛城産廃運送	奈良県大和郡山市植槻町3-16	2920000000	郡山環境保全有限公司		
2	がれき類	15	4	2910000000	有限会社桜井産廃運送	奈良県桜井市粟殿1000	2930000000	吉野環境保全株式会社	奈良県吉野郡下市町新庄15-3	
3										
4										

手引（6）
トンで記入します。

手引（7）（9）
直接、処理契約をしている業者名を記入

手引（10）
「運搬先の住所」と同一の場合は、記入不要です。（通常は記入不要）

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の記入手引き

（１）報告者（報告書提出対象者）

- ・ 産業廃棄物を排出する事業場が奈良県内（奈良市を除く）に所在する事業者で、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という）交付者（二次マニフェストを交付している中間処理業者を含む）。
- ・ 報告内容は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間の交付状況です。
- ・ 電子マニフェストを利用している排出事業者は、報告する必要はありません。

（２）事業場の名称

- ・ 各支社、各支店、各営業所等、処理委託契約業者への引渡する排出事業所単位での名称を記入してください。
- ・ 建設工事、解体工事については、現場を管轄する支社、支店、営業所の単位でまとめてください。

（３）業種 ※（別紙1参照）

- ・ 日本標準産業大・中分類一覧より選択してください。
- ・ 複数の業種を営む場合は、主要事業種で報告してください（各々業種ごとに分けても可）。
- ・ 漢字記入欄は日本標準産業の中分類での分類事業名で記入してください。

※（別紙1・日本標準産業大・中分類一覧について補足）

平成19年11月改訂の産業分類表を使用

（４）排出事業場の所在地

- ・ 奈良県内（奈良市内を除く）の事業場において排出した産業廃棄物についての報告の提出先は、景観・環境総合センターあて（〒633-0062 桜井市栗殿1000（桜井総合庁舎内））
- ・ 産業廃棄物を生ずる事業場^{（注）}が奈良市内の場合、奈良市産業廃棄物対策課あて提出することとなりますので、ご注意願います。

（注）産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場や医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設も該当します。なお、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。

（注）控えが必要な方は正副2部（副本は複写可）と切手を貼った返信用封筒を郵送していただければ、受付印押印後に返送します。

（５）産業廃棄物の種類 ※（別紙2参照）

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に規定する種類で記入してください。
- ・ 同令第2条の4に規定された特別管理産業廃棄物の場合は、その旨の記入し、通常の産業廃棄物と分けて、別行で記入してください。
- ・ 同種類の産業廃棄物でも運搬又は処分する委託業者が異なる場合は、別行に記入してください。
- ・ 石綿含有産業廃棄物の場合は、各種類ごとに別行に記入してください。

(6) 排出量 (単位: t) ※ (別紙3参照)

- ・ 排出する際に体積表示でも重量表示してください (提出事業者での独自換算で可)。
- ・ 換算係数がない場合は、別添換算係数を使用して換算してください。

(7) 運搬受託者

- ・ 排出事業者 (報告者) が直接、処理契約を締結している収集運搬業者を記入してください。(産業廃棄物処理委託契約書に押印している収運業者名)
- ・ 許可番号については、原則として奈良県での許可番号を優先して記入してください。(ただし、下6桁の記入があれば可)

(8) 運搬先の住所

- ・ 運搬先の住所は委託契約に記載された処分場所を記入してください。
- ・ 運搬について、区間委任した場合は処理ルートごとに別行で記入してください。(積替保管場所と処分場を別行に記載)
- ・ 運搬先と処分場所が同一住所の場合は、処分場所の住所は記載の必要はありません。

(9) 処分業者

- ・ 報告事業者 (排出者) が直接、処理契約を締結している処分業者を記入してください (産業廃棄物処理委託契約書に押印している処分業者名)。

(10) 処分場所の住所

- ・ 報告事業者 (排出者) から排出された産業廃棄物が最初に処分される場所を記入してください。
例) 中間処理を経て最終処分する際は、中間処理場の住所を記入
最終処分場へ直送する場合は、最終処分場の住所を記入
- ・ 運搬先の住所と処分場所の住所が同一の場合は、記載する必要はありません。

(11) 報告者 (排出者) が自己運搬した場合の記載方法

- ・ 処分のみ業者に委託している場合は、運搬受託者氏名欄に自己運搬と記入し、運搬先の住所は処分場を記入してください。

【提出先・問い合わせ】

〒633-0062 桜井市栗殿1000 (桜井総合庁舎内)
奈良県景観・環境総合センター
電話: 0744-43-3131 (内線319)

【問い合わせ】

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県くらし創造部 景観・環境局 廃棄物対策課
産業廃棄物第一係 電話: 0742-27-7022 (直通)

※ 事業場が奈良市内の場合は奈良市産業廃棄物対策課
(電話: 0742-34-1111) が問い合わせ先になります。

日本標準産業大・中分類一覧(平成19年11月改正版)

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業
	02 林業
B 漁業	03 漁業
	04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業
	07 識別工事業(設備工事業を除く)
	08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)
	13 家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業
	19 ゴム製品製造業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29 電気機械器具製造業
30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
	36 水道業
G 情報通信業	37 通信業
	38 放送業
	39 情報サービス業
	40 インターネット付随サービス業
	41 映像・音声・文字情報製作業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業
	43 道路旅客運送業
	44 道路貨物運送業
	45 水運業
	46 航空運輸業
	47 倉庫業
	48 運輸に附帯するサービス業
	49 郵便業(信書便事業を含む)

I 卸売・小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J 金融業・保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業(他に分類されないもの)
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O 教育、学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合(他に分類されないもの)
R サービス業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス 96 外国公務
S 公務(他に分類されないもの)	97 国家公務 98 地方公務
T 分類不能産業	99 分類不能の産業

【注】公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱う

産業廃棄物の種類一覧

	産業廃棄物の種類	具 体 例	
1	燃え殻	石炭がら, 焼却灰, 炉清掃排出物, 廃活性炭等	
2	汚泥	排水処理汚泥, メッキ汚泥, 研磨かす, 建設系汚泥, 生コン残さ, 製造工程から出る泥状物 等	
3	廃油	廃潤滑油, 廃切削油, アルコール等の廃溶剤, 廃ターールピッチ, 固形石鹼 等	
4	廃酸	廃硫酸, 廃塩酸, 廃定着液 廃鉛バッテリー液 等	
5	廃アルカリ	廃ソーダ液, 廃アンモニア液, 廃現像液, 金属石鹼廃液, 自動車不凍液 等	
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず, 合成繊維くず, 発泡スチロールくず, 廃タイヤ 等	
7	紙くず	紙, 板紙のくず 等	紙・紙加工品製造業, 印刷出版業等
		新築, 改築, 増築, 除去等に伴う紙くず	建設業
8	木くず	木材片, おがくず, バーク類 等	木材, 木製品製造業, パルプ製造業等
		新築, 改築, 増築, 除去等に伴う木くず	建設業
9	繊維くず	木綿・羊毛等の天然繊維くず	繊維工業 (縫製を除く)
		新築, 改築, 増築, 除去等に伴う繊維くず	建設業
10	動植物性残さ	のりかす, 醸造かす 等	食料品, 医薬品製造業 等
11	動物系固形不要物	牛, 豚・食鳥等の不可食部分等の不要物	と畜場, 食鳥処理業
12	ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る (廃タイヤは廃プラスチック類)	
13	金属くず	空き缶, 鉄くず, 非鉄金属くず, 半田かす, 切削くず 等	
14	ガラスくず等	空き瓶, 板ガラスくず, 陶磁器くず (レンガ, かわら, タイル), 石膏ボード, ALC板, スレート版, サイディング板等 コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝 等 *コンクリートくずは工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く	
15	鉱さい	高炉, 平炉, 転炉, 電気炉等の残さ, 鑄物廃砂, 不良鉱石, ボタ, キューボラのノロ 等	
16	がれき類	工作物の新築, 改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片, モルタル片, アスファルトコンクリート片 その他これに類する不要物	

17	動物のふん尿	牛, 馬, 豚, にわとり等のふん尿	畜産農業, 畜産類似業
18	動物の死体	牛, 馬, 豚, にわとり等の死体	畜産農業, 畜産類似業
19	ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設及び産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの(電気集じん器捕集ダスト, 集じん器捕集ダスト)	
20	13号廃棄物	上記1~19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって, これらに該当しないもの(コンクリート固型化物等)	
21	輸入された廃棄物		
22	航行廃棄物	船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴って生じたごみ, し尿その他の廃棄物	
23	携帯廃棄物	入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみ, し尿その他の廃棄物	
24	特管廃油	燃焼しやすい廃油 (揮発油類, 灯油類, 軽油類等 概ね引火点70℃未満の廃油)	
25	特管廃酸	著しい腐食性を有するもの(pH 2.0以下)	
26	特管廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの(pH 12.5以上)	
27	感染性産業廃棄物	医療関係機関等から発生し, 人が感染し, 又は感染するおそれのある病原体が含まれ, 若しくは付着している又はこれらのおそれのある血液及び血液等が付着した注射針等の廃棄物	
28	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油	
29	PCB汚染物	<ul style="list-style-type: none"> ・PCBが塗布され, 若しくは染み込んだ紙くず ・PCBが染み込んだ木くず及び繊維くず ・PCBが付着し, 若しくは封入された廃プラスチック類及び金属くず ・PCBが付着した陶磁器くず 	
30	PCB処理物	廃PCB等, PCB汚染物を処理したもので, 基準を超えるPCB処理物 基準 廃油: 0.5mg/kg 廃酸・廃アルカリ: 0.03mg/リットル 廃プラスチック類・金属くず: 付着していない, または封入されていない その他: 0.003mg/リットル	
31	廃石綿等	建築物から除去した, 飛散性の吹き付け石綿, 石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等, 石綿が付着しているおそれのあるもの(防じんマスク等), 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設によって集められたもの等	
32	有害産業廃棄物	特定施設から排出されたもので, 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)に定められた溶出試験あるいは含有試験により, 溶出または含有する有害物質の量が判定基準(省略)を超えるもの	
33	指定有害廃棄物	硫酸ピッチ	

産業廃棄物の体積から重量への換算係数 (参考値)

	産業廃棄物の種類	換算係数
1	燃え殻	1. 14
2	汚泥	1. 10
3	廃油	0. 90
4	廃酸	1. 25
5	廃アルカリ	1. 13
6	廃プラスチック類	0. 35
7	紙くず	0. 30
8	木くず	0. 55
9	繊維くず	0. 12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1. 00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1. 00
12	ゴムくず	0. 52
13	金属くず	1. 13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1. 00
15	鉱さい	1. 93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1. 48
17	動物のふん尿	1. 00
18	動物の死体	1. 00
19	ばいじん	1. 26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1. 00
21	建設混合廃棄物	0. 26
22	廃電気機械器具	1. 00
23	感染性産業廃棄物	0. 30
24	廃石綿等	0. 30

【註1】 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/m³）。

【註2】 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【註3】 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1～19に該当する品目の換算係数に準拠。

【註4】 「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。